

## 融合フロンティアフェローシップ事業、融合フロンティア次世代研究事業 FAQ

※医学博士課程の学生は、「博士後期課程入学」を「医学博士課程2年次進学」と読み替えてください。

質問及び回答	
Q1001	過去の募集では、融合フロンティアフェローシップでは「別表2」として、研究科・専攻ごとに、申請可能分野が定められていましたが、今回の募集では変更ありますか。
A	今回の募集から融合フロンティアフェローシップも、研究科・専攻問わず、どの分野にも応募できます。自分の研究内容が一番適している分野に申請することになります。
Q1002	2023年度に博士後期課程に入学予定者ですが、2023年4月以降に応募する機会がありますか？
A	2023年度入学予定者は、4月入学者、10月入学者を問わず今回応募してください。採用者の辞退により、2023年4月以降に2023年度入学者を対象とした追加募集を行う可能性はありますが、現時点では未定です。
Q1003	2024年10月に博士後期課程に入学する予定です。2024年度第1回募集の募集対象となっていないようですが、後日募集があるのでしょうか？
A	2024年10月に博士後期課程に入学予定（医学博士課程の場合はD2進学予定）の学生は、2024年1月頃に募集予定の2024年度第2回募集に応募してください。
Q1004	研究専念支援金や研究費の増額はどのように決定されますか？
A	「年度評価」（融合フロンティアフェローシップ事業）/「QE（Qualifying Examination）」（融合フロンティア次世代研究事業）によって決定されます。
Q1005	評価書の作成者は指導教員等になるのでしょうか？指導教員以外に推薦者を依頼することは可能でしょうか。可能な場合、依頼する推薦者に制限はありますか。
A	申請時点で博士後期課程の指導教員が決まっていなくても考えられるため、指導教員に限らず、自身のこれまでの研究内容を理解している研究者等が評価書を書くことも可能です。また、何らかの事情で指導教員に頼めないという方は個別に博士課程教育推進機構まで相談してください。なお、評価書は原則教員に作成して貰ってください。
Q1006	他の奨学金を受給する場合でも応募は可能でしょうか。
A	支援開始時点において、他の奨学金を受給する予定の学生は、当該奨学金の事務局等に併給に関する制限の有無を確認してください。受給予定の奨学金に専念義務が課せられている場合は、採択されても支援対象とならない場合があります。国費留学生及び政府派遣留学生（CSCなど）に関する取扱いはQ1019を参照してください。
Q1007	まだ博士後期課程の入学試験を受けていませんが、この場合も申請できますか？
A	名古屋大学の博士後期課程に入学・進学の意味がある方については申請可能です。採択された場合でも、申請書に記載した入学時期に名古屋大学の博士後期課程に入学・進学（医学博士課程については2年次進級）しなかった場合（不合格も含む）は、その時点で資格を失うこととなります。大学院への入学については、Q1033も合わせて確認してください。
Q1008	支援期間中に休学が決まった場合は給付期間の延長はありますか？
A	休学理由によります。自己都合の場合は給付期間の延長は困難ですが、出産・育児・傷病等については、個別の事案に基づき別途判断されます。
Q1009	名古屋大学以外の修士課程からの進学者も対象となりますか？
A	対象となります。
Q1010	定年退職後に博士後期課程に入学しています。応募に年齢制限はありますか？
A	年齢制限はありません。ただし、優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨を踏まえた選抜が行われます。
Q1011	留学生も対象になりますか？
A	支援対象学生について国籍要件は設けていません。ただし、博士後期課程（医学博士課程）において国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの支援を受ける留学生は支援対象外となります。
Q1012	支援期間中に起業した場合はどうなるのか？
A	支援は継続されます。ただし、生活費相当額として十分な水準（他の事業等を踏まえ、240万円/年を基準とする）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象となりません。
Q1013	TAやRA、もしくは共同研究の対価等として、給与等を受給することは可能でしょうか？また時間の上限はありますか？
A	フェロー/リサーチャーとしての活動に支障がない範囲でTAやRAもしくはアルバイト等の収入を得ることはできます。
Q1014	社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（240万円/年を基準）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象にならないのか。
A	本事業では、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は対象となりません。
Q1015	支援期間中に、有償のインターンシップに参加することは可能か。
A	可能です。

Q1016	支援期間中に、外部研究費を受けて研究を実施することは可能か。
A	フェロー/リサーチャーとしての活動を行うにあたり支障のない範囲であれば可能です。
Q1017	支援期間中に、学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」含む）を受けることは可能か。
A	可能です。
Q1018	支援対象学生が日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることは可能か。
A	本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSOの奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースが仮にある場合は、別途ご相談ください）。 <b>但し、2023年度JASSO無利子奨学生採用者から、フェロー/リサーチャーの支援対象となっている場合、JASSO奨学金の返還免除を受けることができなくなりました【2023.2.1追加】</b> また、留学生を対象とした一部の奨学金については、JASSOが併給を認めていないものもあるため、事前に所属する研究科の担当者に確認してください。
Q1019	現在、国費留学生として修士課程に在籍しているが応募可能か？
A	申請時点で受給していても、本事業期間中に受給しない予定であれば応募可能です。また、支援開始時に、国費留学生や外国政府からの支援支援対象となり、かつ併給ができない場合は、国費留学や外国政府からの支援（CSCなど）を優先させてください。 また、事業により、併給の有無、辞退の可否は異なりますので、必ず事前に当該奨学金の担当部署に確認をしてください。
Q1020	支援期間中に、名古屋大学の授業料免除制度に申請できますか。
A	申請できます。
Q1021	新型コロナウイルスの影響により入国ができない場合の研究専念支援金や研究費の受領は可能か。
A	渡日していない留学生は、渡日後に支給を開始します。未渡日期間分を遡っての支援は行いません。
Q1022	審査結果が4月13日に発表されるが、2023年度4月から支援対象となった場合、4月分の研究専念支援金の金額と支払い時期はいつになるのか。
A	金額は、満額（18万円）支払予定です。4月分と5月分をまとめて5月末に支払います。
Q1023	応募者情報登録の内容と申請書の内容は一致させるとなっているが、応募者情報登録後、申請書を提出するまでに研究課題名が変更した場合はどうすればよいか。
A	変更がある場合は、事前に博士課程教育推進機構に申し出してください。
Q1024	事業で求める融合研究とはどのようなものを指しますか。
A	参考資料「融合研究の例」を参照してください。
Q1025	フェロー/リサーチャーは名古屋大学に雇用されるのですか。
A	大学と採択者との間に雇用関係はありません。研究専念支援金は給与ではありませんので、税法上「雑所得」となり、毎年自身で確定申告の手続きが必要になります。また、社会保険や年金の手続きも自身で行ってください。
Q1026	2023年4月入学予定で採択されたが、その後休学が決まり当初より一年遅れて2024年4月に入学する予定です。支援開始時期を遅らせることはできますか。
A	できません。採択当初に予定した時期より入学が遅れる場合は、原則として、フェロー/リサーチャーを辞退してもらいます。該当年度の学生を対象とした募集に再度応募し改めて審査を受けてください。
Q1027	追加募集で採択された場合の支援期間はどれくらいでしょうか。
A	前任者の支援終了時期まで、かつ標準修了年限までの支援となります。認定時に決定します。
Q1028	2次審査の面接対象者となりませんでした。一時審査（書類選考）の結果は通知はされないのですか。
A	第1次審査（書類選考）の結果は通知されません。「2次審査を免除し、第1次審査をもって合格とする場合」と「第1次審査（書類・動画選考）により不採択の場合」どちらの可能性もありますが、最終的に結果通知日にお知らせ致します。
Q1029	博士入学後に応募の機会がありますか。
A	原則として博士課程入学後の選考は予定していません。辞退等で欠員が出た場合に、追加募集を行う可能性がありますが、必ず募集を行うことを保証するものではありません。
Q1030	図や数式を用いて申請書を作成してもよいですか。また、審査時はカラー、白黒どちらで審査されますか。
A	研究内容の説明に必要な図や数式を用いることが出来ますが、専門が異なる審査員もいることを考慮して作成してください。カラーまたは白黒どちらで審査するかは、審査員によるため、どちらでも対応できるように作成してください。
Q1031	申請時の動画が所定時間を超えてしまいました。倍速モード等で編集して提出して良いですか。
A	編集による動画時間の調整は認められていません。不備となる場合がありますので留意してください。
Q1032	審査内容についてのフィードバックが欲しいです。
A	審査内容の開示は行いません。
Q1033	本募集に採択された場合、自動的に博士後期課程への入学が決定するのですか。
A	本募集は、各研究科での博士後期課程の入学試験に合格し、入学することを前提としているものです。 本学の博士後期課程に入学を希望する場合は、本募集とは別に、必ず各研究科が行う入学試験を受験してください。また、本募集に採択されていることは、大学院入学を保証するものではありません。
Q1034	応募にあたって語学要件はありますか。
A	ありません。ただし、認定後に行われる年度評価/QEにおいて語学習得レベルを確認します。